**別表六の二（二十）付表一　記載要領**

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号⑴において「平成30年旧措置法」という。）第68条の15の６第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号及び第５号において「平成30年旧措置法施行令」という。）第39条の47第11項第１号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「各連結法人の基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は、記載を要しない。

3　「基準雇用者給与等支給額 ⑵×⑶ ⑷」の欄は、次に掲げる場合には、「基準雇用者給与等支給額 ⑵×⑶×$\frac{70}{100}$ ⑷」として記載すること。

⑴　平成30年旧措置法第68条の15の６第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

⑵　平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

4　法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が平成30年４月１日以後に開始する連結事業年度において、「前連結事業年度又は前事業年度　⑸」の月数が６月に満たない場合（当該月数が適用年度（租税特別措置法第68条の15の６第３項第３号に規定する適用年度をいう。第６号において同じ。）の月数に満たない場合に限る。）には、租税特別措置法施行令第39条の47第６項第２号イ（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）に規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第５項第２号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を「国内雇用者に対する給与等の支給額　⑹」の欄の上段に外書として記載すること。この場合において、「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{⑸の前連結事業年度又は前事業年度の月数}}$ ⑺」の欄中「⑸の前連結事業年度又は前事業年度の月数」とあるのは「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額 ⑹×⑺ ⑻」の欄中「⑹」とあるのは「（⑹＋（６の外書））」として計算すること。

5　平成30年旧措置法施行令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額が０である場合には「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{\text{各連結法人の⑿の合計}}{\text{各連結法人の⒀の合計}}$ ⒁」の「適用年度　①」の欄には「１」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額の合計額が０である場合には「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{\text{各連結法人の⿿の合計}}{\text{各連結法人の⒀の合計}}$ ⒁」の「前連結事業年度又は前事業年度　②」の欄には「０」と記載すること。

6　「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　適用年度の月数と、「連結事業年度等又は事業年度等　⒂」の「前連結事業年度等　②」の月数とが同じ場合　「⒂」から「⒆」までの「前一年連結事業年度等特定期間　③」の各欄は、記載しないこと。

⑵　「連結事業年度等又は事業年度等　⒂」の「前連結事業年度等　②」の月数が適用年度の月数に満たない場合　「⒃」から「⒆」までの「前連結事業年度等　②」の各欄は、記載しないこと。

⑶　「連結事業年度等又は事業年度等　⒂」の「前連結事業年度等　②」の月数が適用年度の月数を超える場合　「⒂」から「⒆」までの「前一年連結事業年度等特定期間　③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 ⒄又は（⒄×⒅） ⒆」の「前連結事業年度等　②」の欄には「同上のうち継続雇用者に係る金額　⒄」の「前連結事業年度等　②」の金額のうち租税特別措置法施行令第39条の47第13項第２号ロに規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載すること。